

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)…
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 介護保険法による指定調査機関の変更……………
- …(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…
- 介護保険法による指定情報公表センターの変更……………(同)…
- 公有水面埋立ての免許出願……………
- …(港湾局離島港湾部管理課)…
- 警察署協議会委員の委嘱……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 農の風景育成地区の指定……………
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

### 公告

- 土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………(都市整備局市街地整備部管理課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 土地改良区役員の就退任……………
- …(産業労働局農林水産部農業振興課)…
- 肥料検査成績の公表……………
- …(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)…
- 土地収用法による収用の裁決手続開始 (十二件)……………
- …(東京都収用委員会)…
- 全国自治宝くじの発売 (二件)……………
- …(全国自治宝くじ事務協議会)…

### 告示

#### ●東京都告示第九百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十日

東京都多摩建築指導事務局長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	幅員(単位メートル)並びに駅前広場面積(単位平方メートル)
法第四十二条	平成二十七年六月十日	稲城市大字大延長	

第一項第四号の規定による道路

年五月十二日

九字八号千番一の一、同番一、同番二並びに千番一から千番四まで、千二番及び千七番一の各一部、同番四、千八番一並びに大字大丸字十一号千三百五十六番三及び同番五の各一部、同番五地先並びに同番六、同番十、千三百五十七番一、同番四、千三百七十五番、千三百七十六番一及び同番三の各一部

四六・一六幅員一〇・〇〇駅前広場面積二、四〇〇・九九

#### ●東京都告示第九百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十日

東京都多摩建築指導事務局長

金子博

指定に係る道路	指定年月日	指定に係る道路の位置	幅員(単位メートル)並びに駅前広場面積(単位平方メートル)
法第四十二条	平成二十七年六月十日	稲城市大字大延長	

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月十四日	東久留米市南沢三丁目二百七十番八、二百七十三番三、同番八及び二百七十四番四の各一部	延長 二〇・一七 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	---	---------------------------

●東京都告示第九百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十七年五月二十日	西東京市谷戸町三丁目三千五百番一及び三千七百七十七番二の各一部	延長 一一・九一 幅員 四・〇〇
-------------------	-------------	---------------------------------	---------------------------

●東京都告示第九百五十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

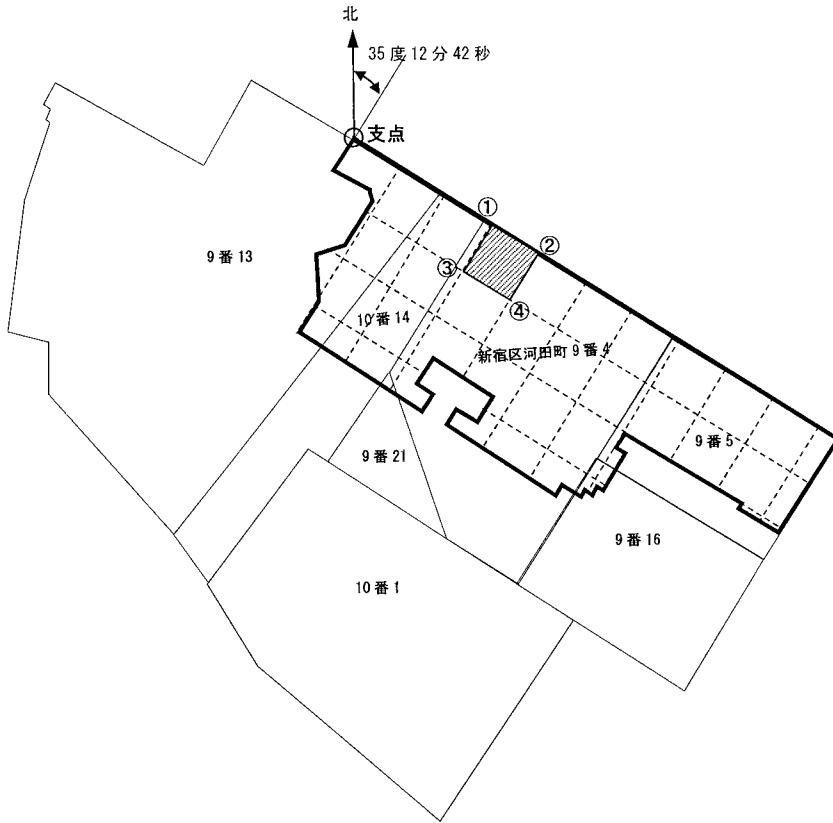
平成二十七年六月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区河田町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

No.	X座標	Y座標
支点	-33530.58	-10293.23
①	-33547.97	-10268.85
②	-33553.75	-10260.69
③	-33556.12	-10274.64
④	-33561.91	-10266.49

上記の座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (35度12分42秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十六第一項の規定により指定した指定調査機関から、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三十七条の四第二項の規定により変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十日

東京都知事 外 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
特定非営利活動法人地域医療・福祉サービス振興会	所在地	文京区春日二丁目四番五号パールステイ小石	文京区向丘一丁目十二年三月三十一日	平成二十七年六月十日
同右	調査事務所	同右	同右	同日

●東京都告示第九百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十二第一項の規定により指定した指定情報公表センターから、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三十七条の十一において準用する第三十七条の四第二項の規定により変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

名称 変更  
事項 変更前 変更後 変更年月日

公益財団 所在地 新宿区神楽 新宿区西新 平成二十六  
法人東京 河岸一番一 宿二丁目七 年七月二十  
都福祉保 号 番一号 二日  
健財団

同右 情報公 同右 同右 同日  
表事務 を行う  
事務所 の所在 地

●東京都告示第九百六十一号

阿古漁港漁港区区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 出願年月日

平成二十七年五月十四日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成二十六年の春分の満潮位(D.L.+一・四八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度〇三分五八秒、東経一三九度二八分四六秒)から八五度一七分二二秒一二三・一二メートルの地点

②の地点 ①の地点から一九度二四分二〇秒二三・五メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五二度〇三分一一秒一一・六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八一度四五分四八秒四・二七メートルの地点

(三) 面積

一二七・二九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度〇三分五八秒、東経一三九度二八分四六秒)から九四度五五分一八秒九六・四〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一九度二四分二三秒六四・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一〇九度二四分二三秒三八・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九九度二四分二〇秒六四・三〇メートルの地点

(二) 面積

二、四九〇・八五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

三宅村伊豆六百四十二番地 東京都三宅支庁土木港湾課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第208号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、平成27年6月1日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成27年6月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎







